

鈴鹿市告示第61号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

鈴鹿市長 末松 則子

1 景観計画の名称

鈴鹿市景観計画

2 定める土地の区域

景観計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

鈴鹿市都市整備部都市計画課